

公募方式の問題点

高レベル処分法では処分場を文献調査、概要調査、精密調査の三段階を経て選定するとされています。文献調査を十か所ほど、概要調査は五か所ほど、精密調査は一〜二か所で、適地を絞り込むと説明されました。概要調査地区は処分場候補地、精密調査地区は処分場予定地にあたります。

原環機構は、この最初の文献調査（概要調査地区の選定調査）を行う市町村の公募を〇二年から行っています。公募方式は、地層的に最適の地を選定するのではなく、受け入れに同意するという社会的な都合を優先したものです。同時に複数の応募があるとは考え難く、仮に手を挙げるところがあれば、その地区の手続きが進行し、適地の絞りこみではなくなると考えられます。最初に応募させない取り組みが重要です。

3段階の処分地選定過程

最終処分施設建設地の選定は3つのステップで進めます

